

大気常時監視測定局の見直しの検討について

● 現状

本市は大気汚染防止法（大防法）の政令市として、大防法第 22 条に基づき市内4局^{*}で大気の常時監視を行っている。（本市での測定物質：NO_x、SO_x、CO、SPM、PM_{2.5}）

※ 一般局：塩谷局、勝納局、銭函局 自動車排出ガス（自排）局：駅前局

本市における常時監視測定項目

硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）

● 課題

① 測定局数の算出方法の変更

（「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染状況の常時監視に関する事務の処理基準」の改訂）

事務の処理基準が令和 4 年に改訂され、必要測定局数の算出方法に変更があり、自排局・一般局各 1 局の計 2 局が必要局数となる。

② 大気環境の安定

近年は市内全測定局の全測定項目において環境基準を大きく下回っており、PM_{2.5} 以外の測定項目は常時監視の必要性に全国的に懐疑的な意見がある。

● 見直し案

全測定物質は減少傾向又は安定して低いレベルにあり、少なくとも直近の 20 年間において環境基準を超過したことはない。また、現在測定している大気汚染物質は、化石燃料の使用や車両の走行等により生じる物質であり、今後、大気状況が悪化する可能性は低いと見込まれる。そのため、下記の方向性で測定局の配置を見直すこととする。

● 再配置の方向性

- ① 人口減と大気環境の改善によって本市に必要な局数は2局（一般局と自排局の各1局）
- ② 自排局は、交通量の多い道路に面する設置場所を選定する
- ③ 一般局の測定項目のうち、SO_xは、主に工場等の事業活動に伴って排出されることから、工業企業が多く立地する地区を選定する
- ④ PM_{2.5} は、市中心部に設置場所を選定する